

鳥取県感染拡大時における PCR 等検査無料化事業実施事業者募集要項

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の回復の両立を図ることを目的に、経済社会活動を行うにあたり必要となる検査や感染拡大傾向時の感染不安者への必要な検査を無料化するため、当該無料検査を実施する事業者（以下、「実施事業者」という。）を募集する。県は、無料検査実施にあたり、実施事業者に対し、必要となる初期投資や体制整備、検査費用を補助金により支援する。

2 事業概要

(1) 無料検査の対象者及び実施期間

① ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（以下「定着促進事業」という。）

原則、ワクチン3回目接種未了の無症状の者を対象に、「ワクチン・検査パッケージ制度」又は対象者全員検査及び、イベント・旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間事業者等による取組のために必要な検査を無料化する。

ア 対象者

- ・ワクチン3回目接種未了の方
- ・ワクチン3回目接種済だが、「高齢者や基礎疾患を有する者との接触を伴う活動」に検査結果が必要な方
- ・ワクチン3回目接種済だが、3回目接種者を含めて主催者等から参加者全員の検査が求められている方

イ 実施期間

令和4年6月30日（木）まで

ウ 対象となる検査

原則、抗原定性検査

ただし下記の場合に限り、特例的にPCR検査等も対象とする。

- ・受検者が10歳未満であること
- ・高齢者や基礎疾患を有する者等との接触が予定されること

② 感染拡大傾向時の一般検査事業（以下「一般検査事業」という。）

感染拡大の傾向が見られる場合に、県知事の判断により、次に掲げる無症状の者を対象に、特措法第24条第9項に基づき、検査の受検を要請し、要請に応じる住民に対して実施する検査を無料とする。

ア 対象者

感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる住民
（鳥取県在住者。ワクチン接種・未接種を問わない。）

イ 実施期間

感染拡大傾向が見られる場合に、知事が必要と認める期間

※当面、年度内の事業実施を想定（来年度の事業実施にあたっては、改めて通知する）。

ウ 対象となる検査

PCR検査等、抗原定性検査

(2) 対象となる検査

① PCR検査等(LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。)(以下「PCR検査等」という。)

・次のア、イのいずれかの方法により実施。ただし、イは医療機関に限る。

ア 実施事業者立会いの下、検体（唾液に限る）を受検者が採取し検査機関等で検査

※「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」の規定を準用して受検者が採取する検体（鼻腔ぬぐい液に限る）でも可。

イ 実施事業者自らが検体（唾液、鼻咽頭ぬぐい液に限る）を採取し検査機関等で検査を実施

- ・検体は自己採取が原則であり、自己採取には「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」の内容を理解した者の立会いが必要。
- ・薬事承認された検査試薬等を使用すること。
- ・アにより検査を行う場合、検査機関に対して、結果通知書を受検者に発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を実施事業者に通知するよう求めること。
- ・検体の搬送は、可能な限り検体採取日に行うこと。
- ・結果は、可能な限り検体採取日の翌日まで、最低でも翌々日までに通知すること。
- ・上記のほか「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」を遵守すること。

② 抗原定性検査

・次のア、イのいずれかの方法により実施。ただし、イは医療機関に限る。

ア 実施事業者立会いの下、検体（鼻腔ぬぐい液に限る）を受検者が採取

イ 実施事業者自らが検体（鼻腔ぬぐい液、鼻咽頭ぬぐい液に限る）を採取し検査を実施

- ・検体は自己採取が原則であり、自己採取には研修を受けた者の立会いが必要。
- ・必ず薬事承認された抗原定性検査キットを用いること。
- ・抗原定性検査の結果は、当日に通知すること。
- ・その他「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」を遵守すること。

[遵守事項]

検査の実施にあたっては、上記①②に加えて、以下の事項を遵守すること。

- ・検査により陽性が判明した場合、あらかじめ本人の同意を得た上で、個人情報を含め県及

び居住地の管轄保健所に速やかに情報提供を行うこと。

- ・検体採取の実施場所として、以下の事項に適合する場所を確保すること
 - ア 受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること
 - イ 複数名の受検者が同時に検体採取することも想定し、一定の広さを確保し、受検者のプライバシーに配慮すること
 - ウ 十分な照明が確保され、換気が適切に行われていること
- ・医療機関、薬局、衛生検査所等が定着促進事業を実施する場合は、原則1カ月以上の事業実施期間を計画すること

[その他]

- ・当該PCR等検査は受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかの診断結果を示すものではない。ただし、行政検査を担っている機関による検査においてはこの限りではない。
- ・検査の立会いについては、オンラインまたはドライブスルー方式によることも可能とする。この場合、別紙「オンライン・ドライブスルー方式の注意事項」を遵守すること。
- ・上記のほか、無料検査の対象となる検査の実施方法及び実施事業者がみたすべき要件等については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領(令和3年12月20日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」を参照すること。

(3) 検査の流れ

① 対象者から検査申込

- ・申込書(別紙1)の記入、身分証明書等の提示(予約不要を基本)

② 実施事業者における検査

- ・上記(2)に記載の方法により検査を実施

③ 検査結果の通知

- ・結果通知書(別紙2)を作成し、受検者に発行(メールも可)

※詳細な事業実施の流れについては、「ワクチン・検査パッケージ等に向けた無料検査等事業実施の流れ」(別紙3)のとおり。

3 補助対象事業および補助上限額

	内容	補助率	補助上限額
(1)	検査体制の整備にかかる費用 (高額な備品については、基本的にリースでの整備とする)	10/10	検査場所 1 か所あたり 130万円 ^{※1}
(2)	検査および結果通知発行等にかかる費用 ① PCR検査等		検査 1 回あたり 上限 11,500 円 ^{※2} (内訳) 検査キット原価(検査費用等含む): 上限 8,500 円(税込) その他各種経費:一律 3,000 円(税込)
	② 抗原定性検査		検査 1 回あたり上限 4,500 円 (内訳) 検査キット原価:上限 1,500 円(税込) その他各種経費:一律 3,000 円(税込)

※1 検査体制の整備にかかる費用については、1 事業所につき交付は 1 回までを原則とする。

※2 PCR検査等については、実施事業者が医療機関である場合については、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、検査キット原価の上限額を 7,000 円(税込)とする。

<対象外経費> 用地の取得費、本事業の実施に関連しない費用

4 募集する事業者

上記 2 (2) に掲げる検査を実施する事業者(共同で事業を実施する場合の共同事業者を含む。)で以下の条件をすべて満たすもの

- (1) 医療機関、薬局^{※1}、衛生検査所^{※2}等、又はワクチン・検査パッケージ制度もしくは対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受ける事業者等の登録を受けた事業者^{※3}のいずれかに該当すること。
- (2) 鳥取県内に事業所を有すること。共同で事業を実施する場合は、鳥取県内に事業所を有する事業者が含まれていること。ただし、ワクチン・検査パッケージ制度もしくは対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受ける事業者等の登録を受けた事業者はこの限りではなく、県と個別に協議を行うこと。
- (3) 事業者、共同事業者のいずれもが次に掲げる項目に該当しないこと。
 - ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)
 - ・暴力団員(暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)
 - ・暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

- ※1 「薬局」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 12 項に定める「薬局」を指しており、単に店舗販売業（第 25 号第一号）の許可を受けた者（いわゆる「ドラッグストア」）等を含まない。ただし、いわゆる「ドラッグストア」等であっても、薬局を併設している場合には、当該薬局において、無料検査の対象となる PCR 検査等や抗原定性検査の立ち会いを行うことができる。
- ※2 衛生検査所は、「臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）」に基づく登録を受けた衛生検査所を指す。
- ※3 ワクチン・検査パッケージ制度もしくは対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受ける事業者等の登録を受けた事業者とは、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部）に定める行動制限の緩和を受けようとする旅館、ホテル、飲食店、イベント主催者等の事業者を指す。

5 応募方法

（1）応募期間

令和 4 年 5 月 31 日（火）必着

※なお、4（1）のワクチン・検査パッケージ制度もしくは対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受ける事業者等の登録を受けた事業者については、応募期間に関わらず、随時受付を行う。ただし、受付開始希望日の 10 日前までに応募すること。

（2）提出書類

① 実施計画書（別紙 4）

（記載すべき主な事項）

●事業者の法人名等、●検査キット等の調達方法、●検査の単価（積算含む）、●検体採取（立会い）及び検査を実施する事業所名及びその所在地、●検査の実施回数 等

② 検査を実施する場所の図面

※検体採取場所が複数ある場合等は、その実施場所ごとに作成（別紙 4-1）

③ 誓約書（別紙 5）

（3）提出先

郵送またはメールにより提出すること

郵送先 680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メール cov19-sougou@pref.tottori.lg.jp

（4）留意事項

- ・応募事業者多数の場合は、上記 5（1）応募期間に関わらず募集を終了、または検査実施の件数や地域によって県で調整することがある。
- ・本事業に係る補助金の交付に当たっては、実施事業者の正式決定後、別途定める補助金交付要綱に基づき交付申請を行い、県の交付決定を受けること。

6 その他

- ・登録事業者、受検場所及び連絡先等は鳥取県ホームページに掲載します。また事業者名等を公表する場合があります。

- ・検査希望者からの一般的な問合せについては、県においてコールセンターを設置。

【鳥取県無料検査コールセンター】

電話番号 0570-783-563（ナビダイヤル） 受付時間 9時～17時（土、日を含む毎日）

- ・3の補助対象事業及び補助上限額について、上限額を超える場合は個別に県との協議を要することとする。

7 問い合わせ

- ・この募集要項にかかる質問は、質問票（別紙6）に記載のうえ、メールまたはFAXで送付すること。

質問票の送付先

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策総合調整課

メール cov19-sougou@pref.tottori.lg.jp

FAX 0857-26-8143

「オンライン・ドライブスルー方式の注意事項」

<オンライン>

検査申込者に対して検体採取のためのキット等を直接受け渡す場合には、オンラインにより検体採取の立会いを行うことができる。ただし、次に掲げる事項を遵守すること。

- ・オンラインにより生じうる不自由等について検査申込者に説明の上、オンラインによることについて検査申込者の同意を得ること
- ・検査の受付に当たりオンラインによる立会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること
- ・検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること
- ・受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンラインによる立会いが不適切であると判断した場合は、オンラインによる立会いを中止し、直接の立会いに切り替える用意をしておくこと
- ・受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立会いを行い、検査受験者に対しては清潔が保持された場所で検体採取を行うことを求めること

<ドライブスルー方式>

ドライブスルー方式による検体採取の立会いを行う場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ・実施事業者の敷地内駐車場において立会いに十分なスペースを確保すること
- ・駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること
- ・受検者のプライバシーに十分留意すること